

2) 畑地かんがいによって輪作体系が変わる。

畑地かんがいは現在の輪作体系(第1図に示す)をより高度な園芸作物(施設園芸を含む)に転換する可能性をもち、集約経営と粗放経営とが分化してくるものと思われる。これに類する地域は専業型の平地または兼業型の都市近郊地域にみられる。

3) 収穫出荷の調整を図り有利な販売が期待される。

過去の出荷期別価格に基づき計画的生産(早出, 遅出)が可能となり販売単価が高い時期に出荷できることとなる。これに類する地域は専業型の都市近郊, 兼業型の都市近郊にみられる。

4) 畑地かんがいは土地利用形態を変化させる。

畑地かんがいによる導入作物の変化は水を多く必要とする作物, 防除用水の確保等によって土地利用がより立体化される。狭義の境耕が拡大されてくる。

5 問題点

1) 各種かんがい方法の現地適応の検討が必要である。

2) 水管理に対する経済的研究が必要。

3) スプリンクラーによる多目的利用の研究が必要である。特に落葉果樹, ホップ, やさいの病害虫防除等に問題がある。

福島県における契約栽培の実態について

—— 加工用ダイコン, 加工用キュウリの契約生産 ——

増 戸 靖 久*・八 巻 聡*

1 ま え が き

原料農産物の安定確保のために行なわれている取引形態の一つとして契約栽培がある。

契約栽培の中での漬物用やさいが, どのように集荷され, どのような契約形態が行なわれているか, 一方, 生産者は契約栽培を行なうことによってどんな問題が発生しているか, ここでは加工用ダイコン(以下ダイコンという)加工用キュウリ(以下キュウリという)について, 加工業者と生産者の間に入っている仲介者としての経済連, 農協の役割, 契約栽培上の問題点等を明らかにし, 今後のあり方を検討しようとする。

2 調 査 方 法

K漬物食品株式会社と経済連との契約栽培を, 相馬郡新地町の契約栽培農家を対象に調査を行なった。

3 調 査 結 果

1 K社の概要

K社が取り扱っている加工用やさい原料は, ダイコン, キュウリ, ナス, ミョウガ, ショウガ, シソの実等であるが, 量的に多いのはダイコン, キュウリ等で,

年間の取扱い量はダイコン650t, キュウリ360tである。

K社は一次加工(塩漬け), 二次加工(本漬け)を行ない, 製品(たくあん他25種類)を東北六県, 関東及び名古屋方面の間屋に出荷している。資本金は300万円である。

2 契約の方法

これらの加工用やさい原料の調達は, 46年までは農家の任意組合と口頭による契約を行なっていたが, 47年に会社-経済連-農協との三者契約となり, 49年以降は会社-経済連の二者契約が行なわれている。

農家契約から三者契約へ, 更に二者契約になった経緯についてみると, 会社と農家との契約では, 農家は手数料の分だけ高い価格で取引されるが, 数量, 価格, 規格等の決定に際して会社の意向どおりになる場合が多く, 更に品不足の時は会社は積極的に集荷するが, 過剰になると集荷しない場合がある。一方, 会社は不作の場合は予定数量を確保できず, 他所から原料を集めてこなくてはならない。

これらの問題を解決するため, 経済連, 農協が間に入り品目, 数量, 価格, 規格等を取り決める三者契約が生れたわけである。しかし, この三者契約において

*Yasuhisa MASUTO, Satoshi YAMAKI (福島県農業試験場)

も、会社側は数量確保が難しく個々の農協に数量、価格等について直接話し合うことがある。一方、経済連としては会社が農協と直接話し合いをされることは統一性にかけるので、農協に対する統制、事務の簡素化等により二者契約を行なうことにした。

会社は経済連と「加工用青果物売買基本契約書」でもって契約を結び、経済連は農協と「契約栽培約定書」によってとりきめを行ない、農協は農家に「加工用青果物契約栽培申込書」によって契約を結んでいる。

3 契約の内容

契約の主な内容は次のとおりである。

① 契約期間は1年であるが、両者いずれかにより申し出がないときはさらに1カ年延長することができる。

② 栽培面積の契約で、生産物は全量買入れである。

③ 品種は加工専用種を使う。

④ 規格を定め、一級、二級に分ける。

⑤ 価格は会社、経済連で決定する（協議には代表として主産地の農協も参加する）。

⑥ 集荷所から受渡場所までの輸送は会社の責任で行なう。

⑦ 会社が支払う手数料は、売買価格の1%を経済連に、3%を農協に支払う。

⑧ 買入代金の支払い期限は、代金請求日起算7日以内とする。

4 経済連及び農協の主な役割

経済連は会社から照会があった品目、数量について各農協と協議し、割当てを行ない農協と栽培契約を結ぶ。原料の安定確保のため奨励金等を出す。代金支払の事務を行なう等である。

新地町農協は栽培面積について生産部会を通じ、各班（1班8～10戸）の委員に契約栽培申込書を出させ、種子等を供給し、農業改良普及所と共に栽培暦を作成、配布し、巡回指導を行なっている。

4 契約栽培地域と実績

本県における経済連扱いのダイコンの栽培面積は約113haで、地域別にみると会津47%、浜通り42%、中通り11%である。キュウリは約22haで浜通り（88%）に集中している。

新地町農協管内の生産実績は第1、2表のとおりである。

5 契約栽培の成立条件

新地町は田畑作地帯（水田率62%）で、水田は海岸寄りに、畑は山寄りに分布している。1戸当りの経営

第1表 新地管内における加工ダイコンの生産実績

年次		49年	50年
項目			
栽培戸数(戸)		50	65
栽培面積(a)		615	878
販売量(t)		240	351
平均単価(円)		26	30
販売金額(千円)		6,240	10,530
一戸当り	栽培面積(a)	12	14
	販売量(t)	4.8	5.4
	販売金額(千円)	125	162
10a当り販売量(t)		4.0	3.9
〃販売金額(千円)		104	117

注. 40年の価格(kg当り) 1級品 30円
2級品 15円

50年の価格(kg当り) 1級品 35円
2級品 20円

第2表 新地管内における加工キュウリの生産実績

年次		49年	50年
項目			
栽培戸数(戸)		23	42
栽培面積(a)		315	505
販売量(t)		258	344
平均単価(円)		29	39
販売金額(千円)		7,482	13,416
一戸当り	栽培面積(a)	14	12
	販売量(t)	11.2	8.2
	販売金額(千円)	325	320
10a当り販売量(t)		8.0	6.8
〃販売金額(千円)		232	267

注. 49年の価格(kg当り) 1級品 30円
2級品 9円

50年の価格(kg当り) 1級品 40円
2級品 20円

面積は水田62a、普通畑23aで県平均より少ない。水稻の反収は412kgと低く、水稻+αのα部門はやさい、果樹、タバコ、養蚕、畜産等がみられるが、農家1戸当りの農業所得は県平均より低く、兼業農家（兼業率94%）が多い。

普通畑では、ダイコン、キュウリのほかジャガイモ（25ha）、加工トマト（18ha）、夏秋キュウリ（8ha）等が作られているが、ダイコンは労力、病虫害、資材費も少なく、安定した栽培ができること、キュウリは

収穫に労力がかかるが、品質より収量に重きをおいた栽培ができること、しかも両作物とも価格が安定し、家族労働力のみで所得増に結びつけ、現金を手にすることができることから経営に受け入れられている。

6 契約栽培が農業経営に果たす役割

調査農家の事例から契約栽培がどのような位置づけになっているかをみると、

A 農家：水田70a、普通畑70a、農業従事者2人、作付作物は水稻70a、ダイコン20a、キュウリ10a、インゲン10a、さやエンドウ10a、ダイズ10a等である。

B 農家：水田73a、普通畑33a、農業従事者2人、作付作物は水稻73a、ダイコン30a、タバコ20a、ジャガイモ13a等である。

これらの作物を組み合わせる輪作を行なっているもので今のところ栽培上の障害はみられない。ダイコンの労働力は10a当り9人、キュウリは50人かかるので、栽培面積の拡大はダイコンについては、その作業が1人当り15～20aが限度とされているので増やしたいとしているが、雇用してまで拡大することは考えていない。

10a当りのダイコン、キュウリの収益は第3、4表のとおりである。

第3表 加工ダイコン10a当りの収益性 (昭49)

販売量 (kg)	平均単価 (円)	粗収益 (円)	費用 (円)					所得 (円)	所得率 (%)
			種苗費	肥料費	農薬費	諸材料費	計		
4,922	27	132,900	1,978	7,468	939	1,467	11,852	121,048	91.8

第4表 加工キュウリ10a当りの収益性 (昭49)

販売量 (kg)	平均単価 (円)	粗収益 (円)	費用 (円)					所得 (円)	所得率 (%)
			種苗費	肥料費	農薬費	諸材料費	計		
8,000	29	232,000	4,500	14,464	31,834	15,000	65,798	166,202	71.6

以上のように、経営面積のうち畑面積が30～50%を占め、畑作の粗収益のうちダイコンは約35%、キュウリは約20%を占めている。

農業粗収益の中ではダイコンが約20%、キュウリは約10%を占めている。

このように家族労働力で10a当り10～20万円の現金収入をはかり、価格が安定している契約栽培を取り入れ、所得の増大に結びつけている。

7 問題点及び今後のあり方

契約栽培を行なうことによって起きている問題は、①価格が安い及び価格の決定時期が遅いこと（出荷後

に決まる）。②生産者に対する代金支払いが遅いこと（出荷後30日以上かかる）。③生産者は契約の内容についてくわしく知らされていないこと等があげられる。

今後のあり方としては問題点の対策をたてると共に、①良質なものを生産し、契約数量を確保し、産地としての評価を高めること。②売行き不振や輸入品との関連で年次により価格の据置き、或いは引下げ、栽培面積の制限等が行なわれる場合を考えると、生産を存続させるには生産者の組織体制を整備するとともに、仲介者としての経済連、農協等の役割は大きいものと考えられる。